新	旧
都市計画法第 34 条第 1 号許可基準 最終改正　平成 28 年 4 月 1 日 **〔Ⅰ〕公益上必要な建築物** **１．申請者の資格について** 略 **２．立地について** (1) 申請地は，既存集落内又は既存集落に近接（近接とは既存集落から 500m以内）する地域内の土地であること。ここでいう既存集落とは，茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成 14 年茨城県条例第 26 号。以下「条例」という。）第２条第２項で規定する既存集落という。 (2) 新設の小学校，中学校及び義務教育学校については，当該市町村の土地利用計画上支障がなく，周辺の土地利用と整合が図られるもので，その旨の当該市町村長の意見書が付されていること。 **３．対象について** 次のいずれかに該当するものであること。 (1) 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校，高等学校であること。ただし，私立の中等教育学校及び高等学校は除く。 (2) 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所であること。 (3) 通所系施設である社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設であること。ただし，定員 30 人未満である入所系施設については，	**都市計画法第 34 条第 1 号許可基準** 最終改正　平成 27 年 4 月 1 日 **〔Ⅰ〕公益上必要な建築物** **１．申請者の資格について** 略 **２．立地について** (1) 申請地は，既存集落内又は既存集落に近接（近接とは既存集落から 500m以内）する地域内の土地であること。ここでいう既存集落とは，茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成 14 年茨城県条例第 26 号。以下「条例」という。）第２条第２項で規定する既存集落という。 (2) 新設の小学校，中学校＿＿＿＿＿＿＿＿については，当該市町村の土地利用計画上支障がなく，周辺の土地利用と整合が図られるもので，その旨の当該市町村長の意見書が付されていること。 **３．対象について** 次のいずれかに該当するものであること。 (1) 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園，小学校，中学校＿＿＿＿＿＿＿＿，中等教育学校，高等学校であること。ただし，私立の中等教育学校及び高等学校は除く。 (2) 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所であること。 (3) 通所系施設である社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設であること。ただし，定員 30 人未満である入所系施設については，

通所系施設とみなす。 (4) 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 6 条の 3 に規定する小規模保育事業，家庭的保育事業及び事業所内保育事業の用に供する施設であること。 (5) 日本郵便株式会社法（平成 17 年 5 月 8 日法律第 100 号）第 1 条に規定する日本郵便株式会社の施設，郵政民営化法（平成 17 年 10 月 21 日法律第 97 号）第 94 条に規定する郵便貯金銀行の施設，郵政民営化法第 126 条に規定する郵便保険会社の施設で **４．予定建築物の規模等** (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 3 (3) 及び (4) に規定する事業の用に供する施設については，設置及び運営が国の定める基準に適合するもので，福祉施策の観点から支障がないこととして関係部局の意見書が付されていること。 **〔Ⅱ〕日常生活のため必要な店舗等** １．略 ２．略 ３．略 ４．略 ５．略	通所系施設とみなす。 (4) 日本郵便株式会社法（平成 17 年 5 月 8 日法律第 100 号）第 1 条に規定する日本郵便株式会社の施設，郵政民営化法（平成 17 年 10 月 21 日法律第 97 号）第 94 条に規定する郵便貯金銀行の施設，郵政民営化法第 126 条に規定する郵便保険会社の施設で **４．予定建築物の規模等** (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 3 (3) ＿＿＿＿に規定する事業の用に供する施設については，設置及び運営が国の定める基準に適合するもので，福祉施策の観点から支障がないこととして関係部局の意見書が付されていること。 **〔Ⅱ〕日常生活のため必要な店舗等** １．略 ２．略 ３．略 ４．略 ５．略

付　　則 1　この基準は，昭和61年10月24日から施行する。 2　自動車修理工場許可基準（昭和53年4月25日施行）は，廃止する。 付　　則 1　平成7年10月1日一部改正，施行。 2　都市計画法第34条第1号許可にあたって留意すべき事項（昭和62年10月23日）は，廃止する。 3　都市計画法第34条第1号許可にあたって留意すべき事項（追加）（昭和62年1月19日）は，廃止する。 付　　則 1　この基準は，平成11年1月1日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成12年5月1日から施行する。 付　　則 1　この基準は，都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月1日公布）の施行日（平成13年5月18日）から施行する。 2　この基準の施行の際現に受理されている申請については，従前の基準により取り扱う。 付　　則 1　この基準は，平成15年5月1日から施行する。 付　　則	付　　則 1　この基準は，昭和61年10月24日から施行する。 2　自動車修理工場許可基準（昭和53年4月25日施行）は，廃止する。 付　　則 1　平成7年10月1日一部改正，施行。 2　都市計画法第34条第1号許可にあたって留意すべき事項（昭和62年10月23日）は，廃止する。 3　都市計画法第34条第1号許可にあたって留意すべき事項（追加）（昭和62年1月19日）は，廃止する。 付　　則 1　この基準は，平成11年1月1日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成12年5月1日から施行する。 付　　則 1　この基準は，都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月1日公布）の施行日（平成13年5月18日）から施行する。 2　この基準の施行の際現に受理されている申請については，従前の基準により取り扱う。 付　　則 1　この基準は，平成15年5月1日から施行する。 付　　則

1　この基準は，平成 17 年 5 月 1 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 19 年 10 月 24 日から施行する。ただし，Ⅰ．3（1）から（3）については，平成 19 年 11 月 30 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 20 年 10 月 16 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。	1　この基準は，平成 17 年 5 月 1 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 19 年 10 月 24 日から施行する。ただし，Ⅰ．3（1）から（3）については，平成 19 年 11 月 30 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 20 年 10 月 16 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 付　　則 1　この基準は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。